

第 560 回広島地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 5 月 28 日（水）

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年5月28日(水) 14時29分～15時01分

2 場 所 広島合同庁舎2号館7階5号会議室

3 出席者 (公益代表委員)

岡田 行正

酒井 朋子

中原 良子

三井 正信

村上 恵子

(労働者代表委員)

佐崎 吉宏

角 直樹

橋本 聡

藤村 直樹

(使用者代表委員)

池久保典也

蔵田 秀和

木村 康弘

長谷川信男

光村 賜純

(広島労働局) 局長

小沼 宏治

労働基準部長

木下 麻子

賃金室長

檀上 昌浩

室長補佐

東 恵

賃金指導官

栗林 隆幸

給付調査官

森川智鶴乃

4 議 事

(1) 会長及び会長代理の選出について

(2) 小委員会の運営について

(3) 令和7年度の審議会の運営について

(4) その他

5 閉 会

議題

東補佐

定刻より少し早いのですが、ただいまより第 560 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本年度最初の審議会となりますので、議事に入るまで、賃金室長補佐の東が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 5 名、計 14 名の委員に御出席いただき、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する会議の定足数を満たし、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、去る 5 月 14 日から 20 日までの間、本審議会の公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者がいませんでした。

それでは、開会に当たりまして、広島労働局長の小沼より御挨拶を申し上げます。

小沼労働局長

広島労働局長の小沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中広島地方最低賃金審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から私ども労働行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

昨年度の審議会でございますが、広島県の最低賃金と特定最低賃金、この改定につきまして、皆様に真摯かつ熱心に御審議いただきありがとうございました。

おかげを持ちまして、広島県の最低賃金につきましては、令和 5 年から 50 円、率にして 5.2% の引上げとなったことは、皆様御承知のとおりでございます。

さて、昨年度の審議が行われた後いろいろな社会経済で動きがございました。

主だったものといましては、昨年 11 月の閣議決定でございますが、2020 年代に最低賃金の全国平均を 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続するといったことが一つございます。そのほか今回の春闘でございますが、こちらの方におきましては、広島県内の主要企業で昨年に続く高水準の賃上げとなる見込みという状況でございます。さらに、米国における関税措置、こういったことが社会にどういった影響を及ぼすのかと、こういったことが主だったところではないかと思っております。

審議会の運営に当たりましては、例年同様でございますけど、最低賃金法に定めます最低賃金決定の仕組みのプロセス、こうしたことを守りつつ、ただいま説明いたしました、社会経済の動きなどを踏まえながら、引き続き真摯かつ熱心な御審議

をお願いすることになろうかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会でございますけど、会長及び会長代理の選出と、運営小委員会、こちらの方は特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うと規定されておりますが、この運営小委員会の委員の選出ということ、それから今後の運営小委員会の進め方を中心に御審議をいただくこととしています。

御承知おきのとおりです。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、私ども事務局といたしましては、今年度の審議を円滑に運営されるよう精一杯務めてまいっていることを考えてございます。皆様方の御協力をぜひともよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、今年度の審議の始まりに当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

東補佐

それでは、お手元の資料No.1「広島地方最低賃金審議会委員名簿」（第57期）」を御覧ください。

第57期の委員15名中、11名の委員は昨年度から引き続き就任されており、4名が新任されておりますことを御報告申し上げます。

本年度初回の審議会でございますので、議事に先立ち委員の皆様方を御紹介いたします。

名簿の順に、事務局からお名前を読み上げますので、その場で御起立いただければと思います。

（各委員の紹介）

次に事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局職員の紹介）

以上、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料の御確認をお願いします。

資料No.1からNo.9まで、中央下の通し番号の1ページから18ページまででございます。

また、令和7年度版最低賃金決定要覧を配付させていただいております。

以上、揃っておりますでしょうか。

東補佐

それでは、本日の議事（１）本年度審議会の会長、会長代理の選出について、檀上から御報告申し上げます。

檀上室長

御報告申し上げます。

会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第 24 条第 1 項に「最低賃金審議会に会長を置く。」と規定されております。また、同条第 2 項、第 4 項の規定により、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙するとされております。

本審議会に先立ちまして開催されました公益代表委員会議におきまして、会長候補に岡田委員、会長代理候補に村上委員が推挙されておりますことを御報告いたします。

東補佐

ただいま御報告申し上げました会長候補に岡田委員、会長代理候補に村上委員ということにつきまして、皆様に御異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

「異議なし」でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

会長に岡田委員、会長代理に村上委員を御承認いただきましたところで、会長、会長代理席を御用意させていただきます。しばらくお待ちください。

東補佐

ただいま、檀上賃金室長より御報告申し上げましたとおり、本年度の審議会は、岡田会長、村上会長代理により会務を総理して総理していただくこととなります。それでは、岡田会長・村上会長代理から一言御挨拶をお願いします。

岡田会長

みなさんこんにちは、岡田でございます。

いま会長に選任されました。公正かつ十分な審議に努めていきたいと考えておりますので、皆様方の協力をいただきたいと思います。

村上会長代理

ただいま会長代理に御指名いただきました村上でございます。

岡田会長をしっかり支えながら審議に努めていきたいと思っておりますので、御協力ど

うぞよろしく願いいたします。

東補佐

ありがとうございました。

それでは岡田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

岡田会長

はい、それではこれから私が議事を進めてまいります。

では、次に議事（２）「小委員会の運営について」です。事務局から説明をお願いします。

檀上室長

小委員会につきましては、資料№.2、通し番号2ページの「広島地方最低賃金審議会運営規程」の第3条に「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等設けることができる。」とされており、これを受けて、資料№.4、通し番号7ページ「広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程」の第1条に「地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会及び専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会を設置するものとする。」と規定されています。これら小委員会については、例年、あらかじめ設置し、必要の都度開催させていただくこととさせていただいております。本年度も運営小委員会、検討小委員会の設置をお願いいたします。なお、委員の選任につきましては、小委員会運営規程第2条に各側の推薦に基づいて会長が指名することとなっております。

まず、公益代表委員については、公益代表委員会において、運営小委員会は、岡田会長、酒井委員、村上委員の3名で、座長に酒井委員、検討小委員会は、岡田会長、酒井委員の2名で、座長は同じく酒井委員ということで御選出いただいております。

労・使代表委員におかれましては、この場で委員2名の御推薦をいただき、会長より指名していただければと考えております。

会長、お願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

では、まず労側いかがですか。

橋本委員

はい、では小委員会につきましては、佐崎委員と橋本でお願いします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

では、使側はいかがですか。

長谷川委員

はい、蔵田委員と私長谷川でお願いします。

岡田会長

それでは、運営小委員会については、公益代表委員が、わたし岡田と、酒井委員、村上委員、労働者側代表委員が、橋本委員と佐崎委員、使用者側代表委員が、長谷川委員と蔵田委員、検討小委員会については、公益代表委員が、わたし岡田と、酒井委員、労働者側代表委員が、橋本委員と佐崎委員、使用者側代表委員が、長谷川委員と蔵田委員ということでお願いします。

岡田会長

それでは、つぎ議事の3にまいります「令和7年度の審議会の運営について」です。これは本年度の広島地方最低賃金審議会運営の原則を定めるものになります。事務局から説明をお願いいたします。

檀上室長

資料No.6 通し番号 11 ページ「令和7年度広島地方最低賃金審議会の運営について（案）」について御説明します。

例年、審議をスタートする際、基本方針として確認されてきた経緯もあり、本年度も御諮りをさせていただきます。

記の1、記の2において広島県最低賃金は10月1日発効、広島県特定（産業別）最低賃金は年内発効を目指すとしております。

記の4は、最低賃金審議会令第6条5項の適用についてです。

資料No.9、16 ページを御覧ください。黒い線で囲った部分「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

資料の12 ページに戻っていただきまして、資料No.6の別紙の記の1にありますように特定最低賃金についてのみ適用することを例年の基本方針としております。記の3について、2つの案を記載しております。

1案は例年どおりの記載です。このとおりに運用すると、例えば、1回目の専門

部会で委員全員の了解を得て、その後本審を開催し本審委員で議決し、2回目以降の専門部会で全会一致となった場合に適用されることとなり、専門部会と専門部会の間に本審を開催することとなります。

2案は、原則特定最低賃金の改正等の諮問を行う本審議会で、本審委員で議決し専門部会委員で全会一致となった場合に適用されます。専門部会の全会一致が前提なので、本審委員の議決のみで足りると考え、事務局としては2案を提案させていただきたいと思います。

それでは、事務局より、本案を読み上げさせていただきます。

(資料No.6 運営案読み上げ)

檀上室長

「令和7年度広島地方最低賃金審議会の運営について(案)」の説明は以上でございます。本年度の取扱いについて、別紙の記の3については、2案でよいか否かを含めて御審議をお願いいたします。

岡田会長

ただいまの「令和7年度広島地方最低賃金審議会の運営について(案)」についての説明がありましたが、御意見のある方は御発言をお願いします。いかがでしょうか。

長谷川委員

も少し詳しく説明していただけますか。1案と2案の違いを。

檀上室長

1案は、専門部会と専門部会の間にもう1回本審を開かなくてはいけなくなるのです。

長谷川委員

これまでの規定ですね。

檀上室長

これまでの規定なのですが、これをよく読むと、第1回目の専門部会で部会長が6条5項を適用することが適当と認めたら、その後にもう1回本審を開いて、その本審会において部会長が6条5項を適用すると報告して、本審委員が6条5項を適用するかどうかを審議すると、その後2回目以降の専門部会を開くのですが、2回目以降の専門部会で全会一致となった場合6条5項が適用できるのですが、その前

に本審を開かなくてはいけない、特定最低賃金の専門部会が3回くらいあるとして、その間で本審を開かなくてはいけないのです。

長谷川委員

これまでもそうしたのですか。

檀上室長

いままで6条5項適用はしていないのではないのでしょうか。

木下労働基準部

全会一致が専門部会で得られませんでしたので。

長谷川委員

そうでしたか。

檀上室長

6条5項適用はしたことがないのではないですか。

専門部会の議決をもって答申とするということを広島はやっていないのではないですか。

橋本委員

最後に本審で確認していました。

檀上賃金室長

そうです、必ず本審で確認していました。

長谷川委員

専門部会でやって、本審でもこれまでずっとやっていましたね。

檀上室長

6条5項適用できれば専門部会の議決で答申ができるということです。

長谷川委員

本審なしで、ですか。

檀上室長

全会一致すれば本審を開く必要はなくなります。

橋本委員

全会一致していない業種が出た場合はどうですか。

檀上室長

やはり本審を開かないといけません。

橋本委員

1 案というのはこれまでどおりではないのですか。

檀上賃金室長

1 案というのは、これまで書いていた内容です。

実際に運用しようとする、専門部会と専門部会の間に 6 条 5 項を適用するかどうかの本審を開かなくてはなりません。

実際の運用は手続き的に現実的でないと思います。

岡田会長

今回の御提案は、要するに専門部会で全会一致の場合は本審をせずにそのまま結論にすると、去年に起こったことは、専門部会で審議して審議が長引いて最終的な結論は本審をもう 1 回開くために、全員集めて最終的な議決を得たということでしたが、今回の事務局からの提案というのは、専門部会で全会一致の場合は本審を開かなくてもいいのではないかということです。

長谷川委員

専門部会委員の決定に従うのですよということですか。

岡田会長

そういうことです。

専門部会で全会一致でない場合は、いままでどおり本審を開いて、そこで最終的な結論を出しましょうということです。

長谷川委員

6 条 5 項適用とはどこですか。

檀上室長

資料の最低賃金審議会令の 17 ページにある規定です。

あらかじめ 6 条 5 項の議決をしておかなければなりません。あらかじめの議決を

どこですかということですか。

1 案と 2 案の違いはあらかじめの議決をどのタイミングですかということですか。1 案ですと専門部会と専門部会の中に本審を開いてあらかじめの議決をしないといけません。2 案ですと特定最低賃金の改正諮問の際に 6 条 5 項を適用するかどうかを議決しておけばいいということになります。

長谷川委員

要するに、全会一致の場合は専門部会の判断で決定することにするということですね。

岡田会長

全会一致でない時に本審を開くということですか。

佐崎委員

参考までに、6 条 5 項を適用している他の都道府県はいま現在あるのかお伺いします。

木下基準部長

特定最低賃金は労使のイニシアティブということですので、全会一致で決まることも多いので、そうしますと、本審を開きますと長引きますので、専門部会で決着が付けばそれだけ効果が早く発揮できるということですか。

佐崎委員

実態として、他の都道府県で 6 条 5 項を適用しているところはあるということですか。

檀上室長

全会一致した場合は、ほぼ適用されています。

木下基準部長

さすがに県最賃で適用している局は少ないですが、特定最低賃金については専決規定を適用している局が多いです。

長谷川委員

そちらが多数派ということですか。

木下基準部長

どちらかというそうです、6条5項を適用してない局は限られています。

蔵田委員

審議会におけるあらかじめの議決というのは、全会一致ですか、それとも過半数ですか。

檀上賃金室長

あらかじめの議決が全会一致とは書いていないです。

木下基準部長

そうです、書いていないので、全会一致でなくても多数決でもいいのですが、基本的に6条5項の適用をされている局は、全会一致の御了承の下にされている局が多かったです。

これは経験則でデータの話ではないのですが。

岡田会長

ほかには御意見、御質問ありますか。

橋本委員

例えば10月の末で、全業種が全会一致にて専門部会で議決した場合、その後の本審は開催しないということですか。

木下基準部長

あらかじめの議決で6条5項を適用して全会一致となれば本審は開催しません。

橋本委員

いままでと大きく違うところは、それがあるかないかの違いですか。

岡田会長

ほかはいかがですか、よろしいですか。

この方針で進めてよろしいでしょうか、それでは、令和7年度広島地方最低賃金審議会の運営、別紙記の3については2案として、それ以外は本案のとおり進めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは事務局は、(案)の字の削除等をお願いします。

続いて、議事（４）その他です。事務局からお願いします。

栗林指導官

事務局から２点ございます。

まず、１点目は、「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」についてです。新たな審議事項ではなく、確認のために御説明させていただきます。

資料№. 8 通し番号 14 ページ「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」を御覧ください。

議事録の作成に当たりましては、現在、本審と専門部会の議事録は、この事務連絡に基づき発言者名を付させていただいているところであり、本年度も引き続き、発言者名を付することとさせていただきたいと思います。つきましては、議事録（案）を作成した後、発言委員に議事録（案）を送付して、発言内容の御確認等を行っていただき、作成に遺漏なきを期することと致します。

議事録が完成いたしましたら、広島労働局のホームページへ掲載いたしますので、御確認をお願いします。

なお、議事録・資料が非公開とされましても、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、公開の対象となります。

以上です。

岡田会長

ただ今の説明について、意見等はありませんか。

（意見なし）

では、事務局から２点目の説明をお願いします。

檀上室長

次回の審議日程について、御説明をさせていただきます。

本年度の審議会の開催スケジュールと最低賃金発効日についてです。

本年度も 10 月 1 日発効を目標とすることで先ほど御確認いただいたところですが、10 月 1 日を発効とするためには、官報公示等の手続きの関係上、8 月 5 日までに答申をいただく必要がございます。

本年度、中央最低賃金審議会の目安諮問は、7 月中旬頃に出されることが予想されます。諮問が出されました後、審議会を開催して諮問を行い、専門部会を立ち上げて審議を行い、審議会で答申をいただくことになります。

あらかじめ委員の皆様にスケジュール案としてお示しさせていただいたとおり、

次回第 561 回審議会開催を 7 月 15 日火曜日とさせていただきます。

開催の御案内は後日御送りいたしますが、時間帯としては午後を、会場は 1 号館 5 階 1 号会議室を予定しております。

岡田会長

次回、第 561 回審議会は、7 月 15 日火曜日午後から開会ということです。

事前に調整済みということですので、各委員は御確認願います。

では、事務局は準備をお願いします。

檀上室長

かしこまりました。

岡田会長

そのほか、全体を通して、何か御質問等ございますか。

(質問等なし)

岡田会長

それでは、次回の第 561 回審議会は、諮問を行う予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づき公開といたします。

事務局は、準備をお願いします。

檀上室長

かしこまりました。

岡田会長

それでは、第 560 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。